

令和 6 年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年8月22日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和6年8月22日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第261号議案及び第262号議案

令和7年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第263号議案

令和6年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）について

第264号議案から第267号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

（2）都立高校におけるチャレンジサポートプラン（案）について

（3）T O K Y O デジタルリーディングハイスクール事業（T O K Y O 教育D X 推進校）の研究報告について

（4）東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	猪 口 太 一
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	岩 野 恵 子
指導部長	山 田 道 人
人事部長	吉 村 美 貴 子
教育政策担当部長	秋 田 一 樹
デジタル推進担当部長	落 合 真 人
高校改革推進担当部長	猪 倉 雅 生
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第13回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞ほか7社からの取材と、4名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞ほか7社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 7月11日の令和6年第11回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、7月11日の令和6年第11回定例会議事録については御承認を頂きました。

7月25日の令和6年第12回定例会議事録は、お配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第263号議案から第267

号議案並びに報告事項（４）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように計らいます。

議 案

第２６１号議案及び第２６２号議案

令和７年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第261号議案並びに第262号議案「令和７年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」ですが、審議に先立ち申し上げます。本件に関連して、高橋委員から、教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前にお申出をいただいております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条６項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係のある者については、その議事に参与することができないとされています。そのため、教育出版発行の教科書が対象となる教科・種目と、対象とならない教科・種目の議案に分けて議事を進めてまいります。

それでは、まず教育出版が発行していない教科・種目の教科書採択の議事を行います。第261号議案の議事について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第261号議案について説明をします。

１にありますように、教科書の内容や、これまでに都教育委員会で作成しました教科書調査研究資料、各都立学校等による選定状況などを総合的に判断し、令和７年度に各都立高校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択を行っていただくものです。

２に、「各都立学校等による選定状況」の概要を一覧にしています。

まず、（１）の現行の学習指導要領に基づく教科書についてです。教育出版が発行

している音楽Ⅰ・Ⅱ、書道Ⅰ・Ⅱを除いてまとめたものです。選定した種類数の合計は、文部科学省検定教科書で561種類、文部科学省著作教科書で31種類、合計592種類となります。

2 ページを御覧ください。（2）は、旧学習指導要領に基づく教科書についてです。同様に、教科書出版が発行している教科・種目を除いてあります。選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書が30種類です。その多くが、昨年度までに採択した教科書のうち、目録には登載されていないものについて、令和7年度も継続して使用する必要がある教科書となっています。

3 ページを御覧ください。学校における教科書の選定の流れについて、参考としてまとめたものです。1 から3 にありますように、各学校において、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置し、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切なものとして選定した教科書について、5 にありますように、指導部におきまして、教育課程との照合など確認をし、必要に応じて指導を行いました。

4 枚目となりますが、学校ごとで選定された教科書につきましては別紙にまとめています。

続いて、5 枚目です。学校別・課程別の目次です。各学校の選定結果を各ページに示しています。

続きまして、1 ページずつお伝えする時間がないので、記載例の形で御覧いただきます。このように、各校・各課程別の選定一覧を、この後のページ以降に付けていますので、御確認いただけたらと思います。これらをこのたび採択を行っていただく教科書の案としてお示しをさせていただきました。

続きまして、右上に参考とある資料を御覧ください。都立高校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科書の教科別の選定状況について表にまとめたものです。

参考資料の1 ページとなりますが、国語などの共通教科ごとに、その教科・種目の教科書を選定した学校数・課程数と、教科書種類数を示し、その右側に最も選定の多かった教科書を記載しています。

説明は以上です。それでは、御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

続きまして、教育出版発行の教科書が対象となる教科・種目の教科書採択の議事を行いますので、恐れ入りますが、高橋委員にはここで御退席をお願いしたいと思います。

それでは、第262号議案について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 第262号議案について説明をします。先ほどの議案で説明しましたとおり、来年度に各都立学校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択を行っていただくものです。

2にありますように、「各都立学校等による選定状況」の概要を一覧にしています。教育出版発行の教科書が対象となる教科・種目をまとめたものとなります。選定した文部科学省検定済教科書の種類数の合計は、（１）が16種類、（２）が5種類となっています。

続きまして、2ページの学校における教科書の選定の流れについては、先ほどと同様ですので説明を省略します。

続いて、学校ごとで選定された教科書につきましても、先ほどの議案と同様、別紙にまとめています。

選定一覧の記載例についてです。記載方法は、先ほどと同様でして、各校・各課程別の選定一覧をこの後のページ以降に付けていますので、御確認いただけたらと思います。これらをこのたび採択を行っていただく教科書の案としてお示しをさせていただきました。

右上に参考とある資料を御覧ください。都立高校と都立中等教育学校（後期課程）で選定された教科書の教科別の選定状況について、こちらも先ほどの議案と同様にお示しをさせていただきました。

説明は以上です。それでは、御審議のほどよろしくをお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

ここで、高橋委員に改めて御入室をいただきます。

報 告

（１）東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

【教育長】 続きまして、報告事項（１）「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（答申）」について説明をします。報告資料の（１）を御覧ください。

「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」は、平成26年6月に制定した「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づきまして、教育委員会の附属機関として設置されている委員会で、所掌事項の一つとして、教育委員会の諮問に応じて、都内公立学校のいじめ防止対策の推進について調査審議し、答申することが挙げられています。

第5期委員会は、この諮問事項を踏まえまして、これまで5回の審議を行ってまいりました。第5期委員の任期が満了となる本年7月末日に答申を頂きましたので、報告をします。

目次を御覧ください。本答申は、第1の「東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題」と、第2の「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」の、大きく2点で構成されています。

まず、「東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題」について説明をします。2ページから4ページに、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された後の、東京都におけるいじめ防止等の取組と、いじめ問題対策委員会における検証、評価の経緯が示されています。

それでは、概要版の1枚目を御覧ください。こちらに第4期の答申において示されました、「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」7点の検証の視点によりまして、第5期委員会において審議したことについて、成果や今後の方向性としてそれぞれ明記をされています。答申本体では、5ページから22ページに掲載されています。

それでは、特徴的な内容について説明をします。

「(2) 教員が元気になるような研修等、学びの場の創出」においては、生徒指導提要の改訂を受けまして、都教育委員会が作成した教職員向けデジタルリーフレットや、既に実施した研修等の取組に関して、生徒指導提要の内容を具体的に説明しようとする視点が非常に効果的であるとの評価を頂きました。

一方、「(5) いじめ問題に関する現状や課題等の把握」においては、学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いのあった時の対応、教育委員会との連携等を見直していく必要があるとの方向性を示していただきました。これらを含めました7点の視点については、いじめ防止等の対策を推進するために大変重要な視点であることから、引き続き取り組んでまいります。

次に、「いじめ防止対策を一層推進するための方策」について説明をします。概要版の2枚目を御覧ください。第5期委員会での検証を踏まえまして、今後、都教育委員会が特に取り組むべき事項として、次の6点を挙げています。答申本体では、23、24ページに掲載しています。

- 1 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進
- 2 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有
- 3 教職員の意識啓発及び対応力等の向上
- 4 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実

5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進

6 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上

以上の6点につきまして概要をお話しします。

第1の「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進」においては、「生徒指導提要」に基づきまして、「全ての児童・生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指すため、児童・生徒一人一人が互いを多様な存在として認め、『自己指導能力』を身に付け、自分で考え行動することができるようになるという視点に立ちまして、『いじめ防止につながる発達支持的生徒指導』の在り方を考える。」ことなどが挙げられています。

第2の「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」においては、「各調査における結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を分析し、好事例について共有を図ること」などが挙げられています。

第3の「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」においては、「各校において年3回以上実施することとしている教職員研修について、例えば、成功事例や失敗事例から対応のポイントを分析する問題解決型の研修、いじめ被害の経験のある子供をもつ保護者の話を聞く研修等について検討を計画し、教職員や学校の意識や対応力を向上できるよう工夫する。」こと、「各校において年3回以上実施することとしているいじめに関する授業について、未然防止の観点に重点を置き、児童・生徒が主体的に考えることができるように授業の在り方を検討する。」ことなどが挙げられています。例えば小学校・中学校では道徳科、高等学校では人間と社会において実施している授業の工夫について検討してまいります。

第4の「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実」においては、「いじめ総合対策【第3次】を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒がいじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、『いじめ総合対策【子供版】』を作成し、活用方法について検証を行う。』ことなどが挙げられています。例えば、この中では、子供の声を聞く取組の充実も検討していかなければなりません。

第5の「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進」

においては、「いじめの早期解決に向けて、弁護士や精神科医、心理士等の専門的見地により、保護者や学校、教育委員会が安心して相談できる仕組みや、その有効性について検証する。」ことなどが挙げられています。

第6の「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上」においては、「重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や、対応等の問題点を洗い出し、共通する課題は何かを明らかにする。」ことなどが挙げられています。

指導部としましては、本答申を踏まえ、都内公立学校において、「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」に基づく取組について、現状や課題等を把握しながら、更に充実させるとともに、「いじめ総合対策【第3次】」の策定等、今後も不断の検証と改善を重ねまして、いじめ防止等の取組の一層の推進を図ってまいりたいと思っています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。いじめはなくすことが本当に理想なのですが、人間と一緒に生活したりする中でどうしても起きてしまう側面があるかと思しますので、今、学校現場では、先生方もとにかくいじめの兆候を見つけたらそれを見逃さないということで徹底していると思うのですが、東京都で特に近年何かということではないのですが、全国を見渡した時には、いまだに多少いじめが起きた後に対応が遅かったり、学校側があまり情報を出さない、教育委員会が情報を出さないということで、保護者の不審を買ったりしている場面を時々聞きます。東京において、しっかりと情報をまず何よりも開示する、保護者はやはり一番そこが心配なところでしょうし、いじめを受けた本人たちも自分たちのことをきちんと知ってほしい、見てほしいという気持ちがあると思しますので、学校現場でとにかくまずしっかりと情報を共有する、開示する、透明性を高める、そのことをより徹底していただきたいなと思しますので、この答申もそういった方向性を徹底する方向で、更に現

場にそういった周知徹底をしていただきたいなと願っています。

これは質問というよりはお願いです。

【指導部長】 現場と一体となりまして、肝に銘じて進めてまいります。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。いじめの防止の観点から、特に授業について少し伺いたいことがあります。1枚目の（3）の、特別の教科 道徳、特別活動の授業の質の向上のところの、今後の方向性で、いじめの認知件数が少ない学校において、いじめに関する授業を意図的・計画的に実施していくことができるような手立てを検討していく必要があるということの、背景をもう少し教えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、次のページに、授業に関する話が幾つかあると思うので、その見通しについて伺いたいのですが、例えば、3番の教職員の意識啓発及び対応力の向上のところで、各学校において年3回以上実施することとしているいじめに関する授業について、これも3回以上実施することになっているのは、すごく素晴らしいことだと思うのですが、今後に向けて、未然防止の観点に重点を置いて、児童・生徒が主体的に考えられる授業の在り方を検討する、この内容でとても素晴らしいと思うのですが、更に具体的な検討の状況や方向があったら伺いたいということと、その授業のことと関連して、5番の（2）にも、弁護士や学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、いじめに関する授業の実践事例を収集するという、やはり、ここでも専門家が出てくる授業が出ていて、いろいろな意味で未然防止の授業を行うことが検討されているのだと思います。特に、東京都の小学校で言えば、ある意味、専門家が来る授業で有名なのは、水道キャラバンは大変好評だと伺っています。それもそれで、専門家のお話を聞くのは非常にインパクトがあると思うのですが、一方でこのような授業を作っていくプロセスで、先生方がいろいろといじめについて理解を深めていくきっかけにもなるということで、やはり、インパクトのある授業をこちらから提供していくことも非常に重要かと思いつつ、先生方も研修の一環で授業づくりをしていくことも重要だなと思いながら、この辺りはどのよ

うにお考えなのかを伺いたいなと思っています。

【指導部長】 まず、いじめの認知件数の観点で言うと、多ければそれは学校が悪いことにはなりませんし、よく認識できていれば増えていきます。ただ、北村先生からも御指摘があったように、なかなか分かりづらかったり、若い先生がなかなか発見できない、それからベテランが発見できない、いろいろな状況があるので、そのことを追求していくといえますか、そういう視点に立って、全てを進めてまいります。ただ、今、この場でどのようなものがいいというのは、いろいろな事例があるので、なかなか申し上げにくいのですけれども、まず、我々が感覚を敏感にしないといけません。それは、専門家等に来ていただく研修でより良くなっていきますが、それも毎年同じことをやっていたら駄目だと思いますし、そういった意味で、弁護士の先生は結構いらしていると思うのですけれども、他の専門家の先生から話を聞く機会を増やしていくのは重要だと考えています。今、お話ししたことを総括して、今後どうしていくかの議論を深めて、我々がこれをやれと言うよりも、学校現場が考えていく部分も多くなってくるので、そういった意味では現場で対応しながら、今後、更に進めていくことになると思います。

【高橋委員】 専門家の力もお借りするし、先生方も主体的に考えていただく、そういったものをだんだん、内容が古くならないようにするとか、アップデートしていくイメージだと受け止めました。

ありがとうございました。

【教育長】 続きまして、萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 御説明ありがとうございました。先ほどの専門家の力を活用したいじめ防止等、素晴らしいと思います。ただ、学校外でもいじめが行われている可能性もありますので、疑わしい言動を見た、聞いた場合、学校若しくは教育委員会など、地域の方からの通報の御連絡をいただくような、地域との連携も大切にしていきたいなと思います。

もう一つ、報告資料1の11ページにありました、(3)の特別の教科 道徳、特別活動の授業の質の向上の、今後の方向性の部分に記載があったのですけれども、高等学校や特別支援学校におけるいじめの認知件数が少ないと記載がありました。私自身

も仕事に関わっていますが、特別支援学校の生徒がいじめに遭ったとき、安心・安全な場所でいじめを訴えられる環境整備等とともに、いじめに遭っていてもそれを伝えることが困難な生徒も中にはいますので、特別支援学校のいじめについても今後どのように調査していくのか、いじめはどこにでも起こりうることなので、より具体的に検討していただきたいと思っています。

以上です。

【指導部長】 これも、先ほどから頂いていることに通じるのですけれども、我々が感覚を常に磨きながら、その辺りを発見できるようにしていこうと、これは現場と一緒に考えていきます。特に、自分の意思がなかなか伝えられないという状況においては、こちらも分からない部分があるけれども、やはり、見ないと何が起こるか分かりませんので、その辺りについて十分に肝に銘じて考えてまいります。

【教育長】 よろしいでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。全体的には大変しっかりと対策をいただいていると感じています。一つだけ質問がありまして、これは、今、高橋委員がおっしゃったのと大変似ているのですけれども、子供がＳＯＳを発信する仕組みを、映像を使って説明する機会を得たり、いろいろなチャンネルを作ったりということで、様々御検討いただいているとは思っているのですが、今後、ＳＯＳをどのように出すかということに対して、新たな取組を具体的にお考えがあるようでしたら教えていただきたいなと思います。

【指導部長】 具体的に「こうだ」ということは申し上げにくいですが、ただ、一人一人の先生は毎日生徒と向かい合っていて、そのときに、そのサインをどう受け取るかは、恐らく形はないと思います。これは、日々変化して行って、時間が経つとまたいろいろなことがありますので、それを、どう捉えていくかを現場として考えていくのが、我々指導部の役目だと考えています。

【宮原委員】 今、担任の先生が中心になって、ＳＯＳの観察をして取り上げていくのかなと思いますが、これは何度か申し上げますけれども、是非先生お一人に頼ることなく、いろいろな先生方がお子さんを見て気付く仕掛けを是非作っていただ

きたいなと思います。

【指導部長】 学校にいる職員全体で捉えていく視点は、大変、大切だと思います。また、一人で先生が悩まれてもこれは解決できないので、その辺りを肝に銘じてまいります。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 詳細な御検討をしていただきましてありがとうございます。2点意見を言います。これまでの委員と重なりますが、子供たちに対して「いじめ総合対策

【子供版】」を作成するとあります。この中には、自分がいじめを受けたらどう行動したらいいのか、それから保護者は子供のいじめに気付いたら、あるいは知ったらどう行動してくれるのか、学校は、先生は、相談されたらどのように行動してくれるのかということも記載し、子供に伝えてください。

そうすると、相談したらこうしてくれるのだという安心感につながると思います。

それともう1点は、重大事態の調査報告書は、恐らく、幾つかもう報告書が手元にあると思いますので、課題を明らかにしていただき、是非、教職員の研修会に活用していただいて、より具体的なことを伝えていただきたいと思います。

以上です。

【指導部長】 見通しがもてるようなものを作れたらなと受け取りましたので、頑張って編集をしてまいります。また、重大事態については、指導部として少し反省するところもありますので、「よく分析をして、特徴を学校に伝えていく」、これは、一層推進していきたいと考えていますので、またできましたら御相談します。

【教育長】 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

(2) 都立高校におけるチャレンジサポートプラン（案）について

【教育長】 続きまして、報告事項（2）「都立高校におけるチャレンジサポートプラン（案）について」の説明を、高校改革推進担当部長、お願いします。

【高校改革推進担当部長】 それでは、私のほうから都立高校におけるチャレンジサポートプラン（案）につきまして説明をさせていただきます。

恐縮ですが、概要版で説明をさせていただきたいと思いますので、概要版を御覧いただければと思います。

まず、都立高校におけるチャレンジサポートプランの策定の背景と目的ですが、東京都教育委員会では、東京都教育ビジョンにおきまして「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を施策の柱の一つに設定するとともに、令和6年3月に策定した「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム＜令和6年更新版＞」におきまして、具体的な施策をとりまとめるなど、困難を抱える生徒に対する支援にも取り組んでまいりました。

現在、都立高校におきまして、困難を抱える生徒は増加傾向にありまして、ニーズも多様化しています。また、困難を抱える生徒が多く在籍する一部の学校では、受入環境の改善が必要なことに加え、困難を抱える生徒に対する支援策の実施に当たりましては、関係者により様々な側面から連携して取り組む必要があります。このような状況を踏まえまして、困難を抱える生徒に対する支援の取組を総合的に進め、都立高校における多様な生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図ることを目的に、本プランを策定することとしました。

まず、困難を抱える生徒の現状について説明をさせていただきます。詳細な数字につきましてはは省略をさせていただきますが、都立高校におきましては、不登校経験のある生徒や中途退学を経験した生徒、また日本語指導が必要な生徒、ヤングケアラーの生徒さん、あるいは発達障害の可能性のある生徒など、困難を抱える生徒が増加をしており、それぞれの生徒に対して適切な支援を行う必要が生じています。また、こうした生徒は、特に定時制課程において相対的に多く在籍していますが、一部の定時制課程の学校では、生徒の希望やニーズに応え切れていない課題も生じています。

2 ページ目を御覧いただけたらと思います。こうした現状を踏まえまして、本プランでは三つの柱で取組を進めてまいります。

まず1 番目は、生徒が相談できる体制の充実です。具体的な取組としまして、都立高校において不登校経験や家庭環境の問題などを相談できる体制の充実や、教室以外

に生徒の居場所を作る「校内居場所カフェ」などの取組、ヤングケアラーに関する教職員等の理解の促進などを進めてまいります。

次に2番目としまして、生徒の事情や悩みに応じた適切な支援です。具体的には、生徒の学び直しのための学習環境の用意、日本語能力が入門レベルの新入生等のための日本語講座の実施、発達障害等のある生徒の就労支援の取組なども進めてまいります。

そして3番目としまして、困難を抱える生徒の受入環境の充実です。具体的には、多様な生徒に幅広く対応できる新たなタイプの学校の開校、不登校経験のある生徒等に適切な環境を用意しているチャレンジスクールの拡大、極端な小規模化により学習環境に課題の生じている一部の夜間定時制課程の募集停止など、学校の再編を進めてまいります。さらに、外国につながる生徒の増加への対応や、多様な生徒の実情に対応した入学者選抜の在り方についても検討を進めてまいります。

以上の内容につきまして、本プランの計画期間を令和7年度から令和9年度とし、取組を進めてまいります。プラン策定に向けた今後のスケジュールについてですが、ただいま説明しましたプラン（案）につきまして、パブリックコメントを約1か月間実施し、都民の皆様から御意見を伺ってまいります。その上で、本年10月を目途にプランをまとめてまいりたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 詳細なチャレンジサポートプランを提示していただきましてありがとうございます。これにはチャレンジサポートプランの背景がずっとここに書いてあって、事業の目的が書いてあります。実際に、では生徒がこの学校を使う時に、これをそのまま見ると、自分は困難な生徒なのかと思ってしまいます。ですので、生徒に対してのこのチャレンジサポートプランの見え方、見せ方を工夫していただけないかと思います。

【高校改革推進担当部長】 こちらを示す過程の中では、今、委員から御意見があ

った点に十分に配慮をした上で示してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 私も報告書に書いてあるとおり、この高校の時期において、やはり不登校や中途退学を経験することになった場合、その子の将来は非常に厳しいことになるかもしれないというのは、正に同じような受け止めでいます。なので、こういったことを一つ一つ対策を取っていただけることは本当にありがたいことだと思います。秋山委員のおっしゃることとすごく重なりますが、やはりこう、こういう1個1個を立てたとしても、やはりそれに気付く子供や、それに反発する子供など、いろいろなタイプの子がいらっしゃると思います。最近、私もこれと似たことをやっていて、どこにヒントがあるのかなと思っていると、意外と建築家の方が、公共施設の建築の段階でお話を伺っていると、本当に様々なタイプの人に対応するように、でも押し着せがましくなくというか、非常にその時に環境や空間という言葉をもものすごく使って、建築家の先生がおっしゃるところを感じて、こういう場や空間や環境というような考え方なのだなと思いました。その時に、やはり環境や場や空間などの言葉が、この報告書にもたくさん出ていますので、そのような統一した、我々はサポートしているよというような雰囲気や環境や空間というものを全面に押し出していただけるといいのではないかと感じました。ありがとうございました。

【高校改革推進担当部長】 大変重要な御指摘だと思っていまして、我々は現在チャレンジスクールも含めまして、そうした環境づくりという点につきまして、必ずしも個別の施策だけではなくて、そのような点も考慮しながら、受入環境づくりも充実させてまいりたいと考えています。どうもありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

(3) TOKYOデジタルリーディングハイスクール事業（TOKYO教育DX推進

校)の研究報告について

【教育長】 続きまして、報告事項(3)「T O K Y Oデジタルリーディングハイ
スクール事業(T O K Y O教育D X推進校)の研究報告について」の説明を、デジタ
ル推進担当部長、お願いします。

【デジタル推進担当部長】 T O K Y Oデジタルリーディングハイスクール事業
(T O K Y O教育D X推進校)の研究報告について説明をさせていただきます。概要
版を中心に説明をさせていただければと思います。

まず、1の取組の概要です。今回の研究の目的は、デジタルを活用することで蓄積
される様々な教育データを集計・分析し、分析結果を指導改善や事業改善等に活用す
るための実践的な取組を行い、その効果や有効性について検証するとともに、研究成
果を可視化及び展開することで、教育活動におけるエビデンスに基づく生徒への指導
を推進することを目的としています。

研究内容は、現在都立学校に導入している各システムのデータを活用し、エビデン
スに基づく指導に関する実践的な研究を実施するものです。

実施期間は令和4年4月から2年間で、その後、引き続き教育ダッシュボードの先
行利用校として実証を継続しています。なお、推進校はこちらに記載の都立高校19校
です。

続きまして、2の都立高校等で導入しているシステムの概要です。

まず、左上の統合型校務支援システムです。このシステムは、成績や出欠、保健情
報等の校務情報を一元管理、蓄積するシステムで、校務ダッシュボード機能を活用し、
学年・学級ごとの出欠状況、成績情報や保健室の利用状況などをグラフなどで確認で
きるもので、校務ダッシュボードから不登校未然防止等の生徒指導などに活用が可能
です。

次に、定期考査採点・分析システムです。紙によるテストを実施したものをスキャ
ナでP D F化し、システムにアップロードすることで、デジタル採点できるシステム
です。デジタル採点した結果を集計・分析する機能がありまして、クラスごとの得点
率一覧や設問別正答率等の作成や、I R T(項目反応理論)分析により優先的に復習

すべき問題の提示も可能です。

続きまして、右上の統合型学習支援サービスです。教員と児童・生徒間の課題の配信や提出、双方向での学習が可能となる学習支援サービスです。都立学校で使用しているサービスは、Microsoft Office 365で、主に資料に記載のアプリを活用し、指導等に活用し、オンライン会議や授業終了後のアンケートによる授業改善等の活用事例があります。

最後に、コンディションレポートです。生徒が毎日の体調や気分を記録し、管理するシステムで、教員はこれらのデータを基に生徒を支援することが可能です。体調不良者数や、困り事のある生徒からの通知アラートなどから、学校が体調不良の生徒への支援に活用させていただいています。

続きまして、2ページ目の本報告書、これは概要版ですが、報告書の中では、都立高校19校で、全体で27項目の研究に取り組んでいます。概要版では、そのうち主な研究内容として6事例を挙げていますが、この中から1、3、6の3事例について説明をさせていただければと思います。冊子を表示して説明をさせていただければと思います。

まず、1の「出欠状況や保健室利用状況データ」を活用した不登校や転学対策です。まず、出欠統計情報一覧、ちょうど中段下の表を御覧いただければと思います。小さくて恐縮です。この表は、統合型校務支援システムで蓄積されたデータにより、生徒一人一人の過去の出欠が、また他の画面から、これを展開しますと保健室の利用状況も把握できます。この研究校では、これまで不登校や転退学となった生徒の、その年度の4月や5月の早い時期から欠席などの傾向があることが分かりました。そのことから、校内での教育相談委員会において、これらの分析を踏まえまして、年度当初に同様の傾向が見える生徒、欠席が年度当初多い生徒に対しまして、早期にスクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーと連携するなどして、組織的な生徒支援を実施したという事例です。生徒へ組織的・効果的な支援ができた、担任が一人で抱え込むことがなくなったなどの報告がされています。

次に、3番目です。「定期考査の採点結果詳細データ」を活用した学習指導改善の事例です。表を御覧いただきますと、字が小さくて恐縮ですが、縦列が生徒ごと、横

列が定期考査の設問ごとで、採点結果の一覧です。採点分析システムを活用することにより、これまで各教員がそれぞれ手で採点する際、その結果から感覚で捉えていたものが、データとして正確に把握することが可能となります。生徒の理解度をデータで細かく把握することにより、特に指導が必要な分野では、小單元ごとの確認テストを実施するなど、より効果的な授業改善が可能となった事例です。

次に、6の「複数システムのデータのかけ合わせ分析」を活用した学習指導改善の事例です。こちら、ちょうど中段の表を御覧いただきますと、こちらは2学期末の考査と、1学期末考査の得点率をクロス集計して、大きく得点率が変化した生徒の状況の把握が可能となったものです。表を御覧いただきますと、縦列が2学期、横列が1学期で、中央に赤い点線がありますが、成績が中央の点線から離れている枠の部分が、1学期と2学期の成績の上下が大きい生徒というデータです。また、その下の左下には、定期考査終了後には、F o r m s アプリを活用しまして、生徒のアンケート結果を取ったり、あと、ここには入っていませんが、I n s i g h t s というアプリを活用しますと、教員が生徒の学習状況を把握できるということで、これら成績が上昇した、下降した生徒、その要因を把握、分析できるというものです。これらデータを活用しまして、生徒の学習意欲の向上や、指導改善ができたという事例です。

2枚目の概要版にお戻りいただきまして、左下の報告です。成果をまとめた報告書につきましては、この後、当課で運用している情報教育ポータルサイトに公開するとともに、全都立学校に展開してまいります。また、5の今後の教育データの利活用につきましては、令和5年度までの推進校の研究を引き継ぎ、令和6年4月から教育データ利活用実証校、これは4校指定していますが、この研究も実施するとともに、令和6年1月から順次運用しています教育ダッシュボードへの開発、展開につなげていきたいと考えています。

報告は以上です。よろしくお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。この研究報告の内容については、

どこの県よりも進んだ取組の一つだと私も思いますので、このままこの方向なのだと思います。ただ、一方で、将来像を考えていった時に、先ほどのチャレンジサポートプランと少し話は似ていますけれども、今、国ではデジタル学習基盤という、やはり場や空間、環境として個別に見ていこうということを考えています。だから、多くの専門家の人は、いわゆる英語で言うと A p p s というか、アプリが複数あるところから、今回の報告にあるように統合型、英語で言ったら S u i t e ですかね、少し苦手ですけれども、S u i t e のようなものから S p a c e のような、環境や場のように、そしてデジタル学習基盤から統合とは何だろうか、アプリとは何だろうと、今この報告は下から一つ一つ精度を上げていく考え方だと思いますけれども、もう少し多様な学校、多様なたくさん抱えている学校を支えるデジタル学習基盤のような方向から考えるようになってきていると思いますので、すごく難しい話だと思いますけれども、今、そのように動いていますので、是非そういった成果に今後取り組んでいただきたいなと思うところです。

以上です。

【デジタル推進担当部長】 デジタルの活用ですが、いろいろな多様な活用の仕方ができる、委員がおっしゃるとおり考えています。場合によっては、授業中の展開等々、そのような活用を我々もしっかり検討をさせていただいた上で、更にデジタルの推進に取組を進めてまいりたいと考えています。

【高橋委員】 そのとおりで、正に専門っぽいのでつい言ってしまいますけれども、やはり多様な子供、多様なニーズ、先生も多様、本当に働き方に多様性があり非常に難しいから、産休や育休を取った後の復帰もいろいろ難しいと思いますので、学ぶ人も多様だし、働いている人も多様だし、学習の内容もどんどん多様化している中で、一つ一つ個別に対応していくことが非常に難しくなっている中で、どうしようかという、僕は世界のデジタルの潮流は、今、A p p s のようなものから、S u i t e のような、環境という方に、どんどんそのような考え方になっていくと思いますので、正に今おっしゃられたようなことで、次の方向で取り組んでいただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

【教育長】 ほかは。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 非常にこれは大事な取組だと思いますし、今、高橋委員が御指摘になられたことを踏まえて、是非これからも積極的に検討していただきたいなと思うのですが、僕はもう少しミクロなところのコメントになりますけれども、ここで得られるデータを、やはりもっと積極的に活用していただきたいなと思っています。単純に先ほど御提示いただいた3の定期考査の採点の結果の分析など、その後の復習システムの分析などを見ている、I R Tを使ったり、非常に新しい心理学の理論を活用することはすごく良いことだと思うのですが、I t e m R e s p o n s e T h e o r yを使うと、ここではあくまで生徒側の正誤、正しい解答をしたかしていないかを見ているけれども、問題の難易度を分析することもできるわけですね。そうすると、これは先生側にとっても、果たして適切な問題を作っているのかどうかを検証する上でも、I R Tを使うとより詳細に分析できたりするので、生徒の側もそうですが、実は先生の側にとっても非常に意味のある分析になってきます。

次の復習システムも、これは確かに復習や学習習慣も一つですけれども、生徒にとっては苦手な単元と得意な単元など、単元による違いがより明確に出てくるのかなと思ったりしますので、よりその子が興味関心を持っているところとどのように向き合っているのかなというのが見やすくなってきたりということで、学習習慣だけではなくて、実際の学習内容にも踏み込んで分析したり、すごくリッチなデータがたくさんここにあると思います。是非これから、これはとてもいい取組だと思いますので、是非ここで得られるたくさんのデータを積極的に分析していただいて、授業実践等に活用していただきたいなと期待しています。

【教育長】 続きまして、宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。大変すばらしい方向性で、統合型校務支援システムも使われていらっしゃるのだというのが拝見できて、進捗していることを感じられました。ありがとうございます。

一つ目の質問は、実は北村委員のお話と結構似ていまして、これは質問だったのですけれども、定期考査の問題を蓄積して分析ができるようになっているのかが最初の

質問でした。これはやはり複数校ありますし、同じ学年、同じ教科でも先生は複数いらっしゃると思うので、そういう先生方がせっかく作られた定期考査の問題自体を蓄積することで、全体的に質を上げられるし、経験の少ない先生がそこから学べるというメリットもあると思うので、そういった方向性を考えておられるのかということを経験しようとして、似たようなお話になりましたけれども、ここが一つです。

二つ目は、これは使われて、実際に経験された教員の方が何人いらっしゃるか、かなり多くの教員の方が既に経験されたと思うのですけれども、定性的でも定量的でもいいのですが、使われた先生たちの時間の使い方が変わったと感じられたのでしょうか。これは、結局もっと生徒に向き合って、個々の生徒の事情に向き合って、学習の質を高めてもらうために様々工夫されていることだと思うので、先生方御自身が今までと違う時間の使い方をしているなと感じられているかどうか、もしそういったことを聞かれたことがあるなら伺いたいです。この2点です。

【デジタル推進担当部長】 まず1点目ですが、問題の作成の御質問につきまして、教員が作問をする際に、これは授業の中でしっかり展開したのでいい結果が出るだろうと思っていたのが、実際データを活用しますとなかなか成績が上がらなかったなど、そのようなデータから分かります。そのような点で、まずはどのような形で作問をするかという作問の改善点と、あと授業展開をどうすれば更に子供たちの理解度が高まっていくか、その両面でこのデジタルを活用することによって向上できるかと考えています。

2点目の、先生方の負担軽減がどの程度あるかですが。

【宮原委員】 必ずしも負担軽減ではなくて、先生方の時間の使い方がもっと生徒に向くように感じているのかという意味です。デジタルは、効率だけを求めているわけではないと思います。どちらかといえば効果をしっかりと出していかないとけないと思うので、先生方自身で、自分たちの時間の使い方が変わって、もっと効果が出る学習の指導ができるようになりそうだなと、わくわく感を感じているかどうかという意味です。

【デジタル推進担当部長】 今回の研究事業で、先生のおっしゃるような、細部までデータを確認、ヒアリングをしながらデータを修正すればよかったのですが、委員

の先生の御質問に対する明快なお答えは持ち合わせていません。しっかり今後、今4校でも継続して研究を進めていますので、今御指摘のあったお話も含めて、更にデータ等々を収集してまいりたいと考えています。

【教育長】 ほかは。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 素晴らしい事業を推進していただいております。私は2点です。一つは、学校医の立場からなのですが、統合型校務支援システムを使うと、成長曲線等が全員に分かるようになります。そうすると、子供たちの心身の状態が把握できるので、是非活用していただきたいです。それと一緒に、私はコンディションレポートを見たことがないので、成長曲線とコンディションレポートを合わせれば、子供たちの日々の状況がよく分かるのではないかと思います。きっと不登校対策にもなるかと思いますので、活用していただきたいと思います。

2点目は、先ほどから出ています、定期考査の結果や復習のシステムはとても分かりやすいデータなので、保護者にも子供の状況を伝えるのに役立つのではないかと思います。成績表をもらうだけでなく、実際の子供たちの学習の力がどのように変化しているかが、このデータは分かりやすいと思います。その際に、保護者への説明には、下がった子供だけではなくて、上昇した子供のどちらにも、だからどうするのかを、説明する必要があります。これは先生たちへの厳しい注文になるかと思います。

【デジタル推進担当部長】 大変貴重なお話をありがとうございます。今お話をいただいたことも含めながら、今後しっかりデジタルを進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 今回のこのデータの活用等について拝見して、素晴らしいなと思いました。ここに記載がありませんが、今後、スポーツ活動や部活動に関してのデータ等をどのように扱っていくのか、地域連携、地域移行もありますので、部活動の中での活動や健康状態などのデータの活用方法等を、生徒の学習面や進路指導、競技の指導に対してもすごく大事な部分になってくるのかなと思います。その辺りをどのよう

に考えてらっしゃるか教えていただければと思います。

【デジタル推進担当部長】 現在、部活動のデータの連携まではなかなか至っていないところですが、現在4校で更に今年度から研究を進めています。

これまでの19校は、現在使っている主な四つのシステムを活用したデータ検証をしています。現在行っているものはそれ以外の、例えば生徒の進路先のデータや、模擬試験のデータ、先ほど秋山先生からもありましたが、健康診断のデータと、それを融合して、どのような有用な利活用できるデータが把握できるか、それを生徒指導等にどう活用できるかを研究しています。部活動はどこまで踏み込んだ対応ができるかは今後の検討ではありますが、更に今の先生のお話も踏まえさせていただきながら進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月19日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、日程等の都合によりまして、9月の第2木曜日ではなく、第3木曜日となります。9月19日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただきたいと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については9月19日の午前10時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。―――〈異議なし〉

それでは、次回の定例会は9月19日午前10時からとなりますので、お間違いないようにお願いします。

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時5分)